

令和4年度 第22回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年3月23日(木) 午後3時から4時05分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委 員 長 小 松 哲 也
委 員 中 本 久美子
委 員 細 田 耕 治
- 2 事務局職員 事 務 局 長 川 本 晴 彦 次長兼給与課長 前 田 俊 和
任用課長 尾 田 聡 子 係 長 米 田 康 孝
係 長 山 口 玲 夏

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について(組織改正等関係)
議案第2号 人事委員会規則の一部改正について(船員法改正関係)
議案第3号 人事委員会規則の改正及び定め of 制定について(人事委員会関係)
議案第4号 人事委員会規則の一部改正について(退職管理関係)
議案第5号 選考により採用する職に係る承認について(薬剤師)
議案第6号 管理職手当の区分に係る承認
報告第1号 令和4年度事業場調査の結果について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第5号及び報告第1号は公開、議案第6号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

人事委員会規則等の一部改正(組織改正等関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり規則、通知及び告示を改正する。

1 改正する規則及び通知等の名称

(1) 組織改正関係

ア 規則

- (ア) 職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)……………①
(イ) 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)……………②
(ウ) 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)……………③
(エ) 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)……………④
(オ) 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号)……………⑤

イ 通知等

- (ア) 管理職手当に関する規則別表第 1 中の「人事委員会が承認したもの」について（平成 19 年 3 月 30 日付第 200600204250 号）……………⑥
- (イ) 給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について（平成 19 年 3 月 30 日付第 200600201226 号）……………⑦
- (2) その他
 - ア 規則
 - (ア) 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 31 号）……………⑧
 - (イ) 職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 34 号）……………⑨
 - イ 通知等
 - (ア) 職員団体等の規約の認証の申請等届出に関する書面の様式（昭和 54 年鳥取県人事委員会告示第 1 号）……………⑩
 - (イ) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による昇格について（昭和 60 年 12 月 26 日付発鳥人委秘第 10 号）……………⑪

2 概 要

(1) 組織改正関係…①～⑦

県の組織改正に伴い、関係規則等について所要の改正を行う。

ア 県の組織改正の概要

- 福祉保健部に「感染症対策局」を設置（新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の事務を担当）
- 倉吉、米子児童相談所を総合事務所県民福祉局に組み込む
- 鳥取県土整備事務所の山陰道・岩美道路推進室を廃止
- その他、以下の職を設置
 - 原子力モニタリング専門官、スポーツ指導主事、観光誘客チーフコーディネーター、鳥取、倉吉総合看護専門学校副看護師長、看護主任
- その他、以下の職を廃止
 - サブチーム長、観光誘客ディレクター

イ 関係規則等の改正の概要

組織、職の変更、新設、廃止に伴い、関係する規則等についても規定の変更、追加、削除を行う。

- 職員の職務の級…①
 - ・行政職 6 級に「原子力モニタリング専門官」を追加、「観光誘客ディレクター」を削除
 - ・「児童相談所」の欄を削除、同欄の規定を「総合事務所県民福祉局」の欄に追加 など
- 管理職員等の範囲…②
 - ・「原子力モニタリング専門官」を追加、「観光誘客ディレクター」を削除 など
- 管理職手当…③⑥
 - ・4 種に「原子力モニタリング専門官」を追加、「観光誘客ディレクター」を削除
 - ・⑥については、管理職手当の支給対象職員に総合事務所県民福祉局の次長を追加 など
- 給料表の適用範囲…④⑦
 - ・教育職給料表の適用範囲に「総合事務所県民福祉局」を追加 など
 - ・⑦については、医療職給料表（2）の適用範囲に総合事務所環境建築局の課長補佐等の職員で採用時の職が農林技師（農芸化学）を追加するとともに、表形式による記載に改める。
- 特殊勤務手当…⑤
 - ・医療業務手当の支給対象に総合療育センターの部長（医師）を追加

(2) 「公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則」の一部改正…⑧

委託団体からの依頼に基づき、当該団体における職の設置等を踏まえ、管理職員等の範囲を定める規則の別表を一部改正する。

○改正依頼のあった団体：日吉津村、大山町、日南町、日野町（4団体）

【改正概要】

<日吉津村>

村長部局「出納室長」の削除（会計管理者へ名称の統一）

機関名を「保育所」から「認定こども園」に改正（条例改正）

<大山町>

教育委員会事務局「参事」の追加（令和4年4月改正漏れ）

<日南町>

機関名を「保育園」から「認定こども園」に改正（令和4年4月改正漏れ）

<日野町>

機関名「中学校」を「義務教育学校」に改め「小学校」を削除。職名に「副校長」を追加（条例改正）

(3) 職員団体の登録の申請書等の様式の改正関係…⑨⑩

職員団体の登録の申請書等の様式について、押印を不要とするための所要の改正を行う。

(4) 「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による昇格について」の一部改正…⑪

育児休業を取得した職員等の昇格の資格要件について、所要の改正を行う。

3 施行（適用）日

令和5年4月1日

【質疑等】

委員：倉吉児童相談所と米子児童相談所を総合事務所県民福祉局に組み込むことで、どのようなメリットがあるか。

事務局：総合的な対応ができるというメリットが考えられる他、例えば、宿直対応のローテーションに局全体で対応する等の措置が可能となれば、現場の負担軽減につながるというメリットも考えられる。

◇議案第2号

人事委員会規則の一部改正（船員法改正関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則及び定めの一部を改正する。

1 改正する規則等の名称

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(2) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(3) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

2 概要

船員の勤務時間について

- ・船員の労働時間を定めた船員法（昭和22年法律第100号）では以下①～③の作業に従事した場合、その時間を1日及び1週間の労働時間の規制や時間外労働時間の割増し手当の支払い対象外とされている。これは、船舶の公共性または危険共同性から、船舶共同体の一員として船員が

当然に分担すべき作業として扱われていた経緯がある。

- ① 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業
 - ② 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業
 - ③ 航海当直の通常の交代のために必要な作業
 - ・ 船員法をもとに、国及び本県では、船舶に乗り組む職員が勤務時間を割り振られた時間以外の時間に上記の作業に従事した場合、その時間を正規の勤務時間として取り扱う特例が定められている。
 - ・ 一方、内航船員の高齢化や若手船員の定着が課題となっている昨今、船員の働き方改革を進め、人材を持続的に確保できる環境整備を目的として勤務時間の取り扱いについてこの度見直しが行われた。
- (参考) 現在日本が平成 25 年に批准した「2006 年の海上の労働に関する条約 (MLC 条約)」では、1996 年の改正時に①～③の作業を労働時間として取り扱うかは各国の判断に委ねる形で改正された。

(1) 船員法改正後の労働時間の範囲

- ・ ②及び③は、法律上義務づけられた計画性のある作業であること、厚生労働省が平成 29 年に示した労働時間の考え方(労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン)や国際条約の動向を勘案し、労働時間への算入が必要であるとして見直された。
- ・ 一方①は、不可抗力により使用者にとっても避けることのできない予期しない事態であり、特に海上では刻々と変化する海象状況により予測できない事態が頻繁に起こりうること、船舶共同体の一員として船員が当然に分担すべき作業として従来どおりの扱いとなった。

(2) 改正内容

船員法及び国規則の改正に伴い、本県も船舶に乗り組む職員が行う作業のうち、勤務時間の特例の対象となる作業の見直しを行う。

- ・ 船舶に乗り組む職員について、勤務時間の特例となる作業から②及び③を削る【規則】
- ・ 規則の改正に併せ運用通知より関係規定を削除する【通知】

(3) その他 所要の改正を行う

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

◇議案第 3 号

人事委員会規則の改正及び定め(の)制定(人事委員会関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり規則の一部を改正し、定めを制定する。

1 改正する規則及び制定する定め(の)名称

(1) 規則の一部改正

- ① 鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則(昭和 32 年鳥取県人事委員会規則第 15 号)
- ② 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則(昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 19 号)及び人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 20 号)

(2) 定め(の)制定

- ① 任命権者の公印を求める手続等(の見直し)について

2 改正の概要

人事委員会の事務等の適正化のため所要の改正を行う。

3 規則等の主な改正内容

(1) 規則の一部改正

①鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則

委員長の任期の始期を選挙の日とする規定を削る。

②人事委員会の事務局長に対する事務委任規則及び人事委員会の事務の専決及び代決規則

ア 職員の職務の級の分類に関する規則（平成 18 年鳥取県人事委員会規則第 1 号）別表の規定による職務の級の決定の特例に係る承認（現に職員である者又はかつて職員であった者に係るものを除く。）を、事務局長に対して委任する事務から除く。

イ 鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）の規定による公文書の開示請求に対する決定、期間の延長の決定及び期間の延長の特例の決定を、事務局長に対して委任する事務に加える。

(2) 定め of 制定

①任命権者の公印を求める手続等の見直しについて

人事委員会定め of 様式中、任命権者が本委員会宛てに施行するもの等の公印について、これを省略することができるものとする。

4 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

◇議案第 4 号

人事委員会規則の一部改正（退職管理関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正する。

1 改正する規則の名称

鳥取県職員の退職管理に関する規則（平成 28 年鳥取県人事委員会規則第 2 号）

2 概要

地方公務員法第 38 条の 2 第 8 項に規定する「国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長に相当する職」として規則別表第 2 で規定する職に、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの「研究統括本部長」の職を加える。

※鳥取県職員の退職管理に関する条例第 3 条に規定する「管理又は監督の地位にある職員の職」にも、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの「研究統括本部長」が加わることとなる。

3 施行日

公布日

◇議案第 5 号

選考により採用する職に係る承認（薬剤師）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第 19 条第 2 項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管

理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
薬剤師	3名程度	今年度末で退職する職員（自己都合退職）等の補充

2 採用予定日

令和6年4月1日

3 能力実証の方法

病院局において選考を実施

(1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）の成績により合格者を選考

(2) 受験資格

ア 年齢 昭和39年4月2日以降生まれの者（59歳以下）

イ 免許

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条に規定する薬剤師免許を有する者又は令和6年4月30日までに同免許を取得する見込みの者

(3) 試験実施スケジュール（予定）

4月上旬 募集開始

5月19日（金） 募集〆切

6月3日（土） 試験日

6月19日（月） 合格発表

4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第6号

管理職手当の区分に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇報告第1号

令和4年度事業場調査の結果について、事務局が説明した。

【説明】

1 調査概要

労働基準法及び労働安全衛生法遵守の観点から、人事委員会が労働基準監督の職権を行使する116事業場（12号事業場（教育・研究・調査）及び官公署）に対して実施した。調査内容は次のとおり。

(1) 労働安全衛生法に規定される遵守事項関係

安全衛生管理体制（衛生管理者等の選任状況、衛生委員会の開催状況）、事故・死傷病者の発生状況、放射線業務等有害な業務の有無及び業務内容、ボイラー等特定の機械等の定期自主検査実施状況

(2) 労働基準法に規定される遵守事項関係

勤務時間、休憩時間、時間外勤務、宿日直業務の状況

2 調査結果、対応等

(1) 労働安全衛生法に規定される遵守事項関係

ア 安全衛生管理体制（衛生管理者等の選任状況、衛生委員会の開催状況）

特段の指摘事項なし

イ 事故・死傷病者の発生状況

＜労働者死傷病報告について＞

- ・労働安全衛生規則第 97 条に基づく労働者死傷病報告について、2 事業所の報告漏れがあった。
- ・当該報告義務に対する認識不足が報告漏れの主な原因と考えられる。
- ・今回報告漏れが判明した事業場には、報告書の受領時に文書による注意喚起を行った。
- ・今回報告漏れが判明した事業場だけでなく、当委員会による労働基準監督の対象となる全事業場（調査対象事業所）に対して、事業場内での事故防止のための安全管理体制の点検等の取組はもとより、やむを得ず労働者死傷病が発生した場合に必要な報告の徹底について周知を行うこととする。

ウ 有害な業務及び特定の機械等の取扱状況

特段の指導事項なし。

(2) 労働基準法に規定される遵守事項関係

時間外労働、休日労働に関する協定（以下「36 協定」）の遵守状況

- ・36 協定に定める年間限度時間の超過が 2 事業場、月間限度時間の超過が 2 事業場、1 日の限度時間の超過が 3 事業場あった。（計 5 事業場）
- ・臨時的又は特別な事情によるものもあるが、通常業務の时期的繁忙等により限度時間を超過したのも見受けられ、協定内容の遵守が軽視されていることが原因の一つと考えられる。
- ・36 協定違反があった所属に対しては、「協定違反は努力目標ではなく使用者に刑事罰が科される可能性もあること」、「協定遵守が不可能となった時点で直ちに変更届を提出すること」、等の注意事項と併せて文書により是正指導を行い、違反が 2 年連続となった事業場については対応方針について回答を求めることとする。

3 今後の労働基準監督、労働安全衛生管理について

労働基準法や労働安全衛生法に係る規定の遵守については、毎年、一部の所属で違反がみられる状況が続いている。（36 協定違反：H30 年度 3 所属 R1 年度 3 所属 R2 年度 4 所属 R3 年度 4 所属）

いずれの違反事例も協定内容の遵守が軽視されていることや法令等の内容の理解が不十分なことに起因すると考えられることから、事業場調査等を通じた指導助言のほか、本年度と同様に年度当初にすべての対象事業場に対して注意喚起文書を送付する等の方法により、違反の未然防止を図ることとする。

【質疑等】

委員：昨年度の調査で 2 年連続の 3 6 協定違反となった事業場には対応方針について回答を求めたと
思うが、そのような事業場で今年度も改善されていない事業場はあるか。

事務局：3 年も 4 年も 3 6 協定違反が続いているという事業場はない。

委員：3 6 協定違反となった事業場について、傾向はあるか。

事務局：今年度違反となった 5 事業場もまちまちであり、一概に傾向があるとは言えない。

事務局：事業場の傾向というより、意識不足などで適切に管理されなかった事業場が 3 6 協定に違反してしまっていると考えられる。

委員：人事委員会が労働基準監督の職権を行使する 1 1 6 事業場で、3 6 協定違反は 5 事業場だった
ということか。

事務局：3 6 協定締結の対象となるのは教育、研究、調査等を行う 1 2 号事業場で、官公署は 3 6 協定
の締結義務はない。官公署については、人事委員会の規則で定められた時間外勤務の上限が適用

されるが、上限を超えている所属もある。

委員：専門的な職場では、忙しい職場であり仕方がないという意識が固定化されているということもあるのではないか。少し意識するだけでも違ってくると思うので、働きかけを続けていくことが重要だと考える。

委員：教員の時間外勤務の取扱いはどうなっているのか。

事務局：教員の時間外勤務の対象となる業務は限定されており、例えば部活動の対応等は時間外勤務の対象外となっている。教員の働き方は近年問題となっており、国においても議論がされているところ。

委員：人事委員会規則で時間外勤務の上限を定めることにより、どのような効果があるか。

事務局：罰則規定はないが、上限を超えた場合には、時間外勤務の要因の整理、分析等について報告を求めている。上限を定めるだけでなく、業務自体を見直していくことが重要と考えている。

六 次回人事委員会の開催

令和5年4月19日（水）午前10時00分から開催することとした。